



「はじみていやーさい」とは沖縄の方言で「はじめまして」という意味です。沖縄県内では初の中核市誕生ということで、「はじみていやーさい」という言葉を用いています。

平成25年(2013年)4月1日 中核市・那覇が誕生しました

中核市ってなあに？

中核市は、人口30万人以上の市が国へ申し出ることにより指定を受けることができます。現在は全国で42の市が中核市の指定を受けています。

中核市制度は、政令指定都市に次ぐ規模能力を有する都市の事務・権限を充実させるという観点から平成6年に創設されました。それは、住民に係わる行政は、できるだけ住民に身近な市町村で行えるようにするためです。

中核市に移行したらどうなるの？

中核市へ移行することで約2,500の事務が、県から、市民により身近な市へ移ります。従来から市が処理している事務と県から移る事務を一体的に行うことで、次の市民のサービスの向上が期待されます。

- ①きめ細やかな行政サービス
- ②事務手続きの効率化
- ③地域保健サービスの充実
- ④景観や環境に配慮したまちづくり

どうして中核市になるの？

これからの時代は、地方分権改革の進展に伴い、それぞれの自治体の個性や力量により、より一層、住民福祉のありようが大きく左右されるものとなります。

本市は、このような時代に積極的に対応し新たな役割と責任を果たすため、中核市制度を活用します。

中核市の多様な事務権限を行使することにより、市民ニーズをより的確に把握し、時代に見合った市民サービスの提供を行い、那覇市らしいまちづくりへと発展させていきたいと考えています。

※**地方分権改革**:住民に身近な行政は、自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革



中核市の主な事務を紹介します

民生行政に関すること

〔障がい福祉課〕

●身体障害者手帳認定・交付事業 99万円

身体障害者手帳の申請に基づき審査及び身体障害者手帳の認定・交付を行います。

〔福祉政策課〕

●社会福祉法人等指導監査事業 181万円

社会福祉法に規定する社会福祉法人及び社会福祉法その他関係法令に基づき設置された社会福祉施設に対して指導監査を行います。

〔子育て応援課〕

●母子家庭等日常生活支援事業 200万円

母子家庭等及び寡婦に、疾病その他の理由により日常生活等に支障が生じたと認められるときは、乳幼児の保育もしくは食事の世話もしくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与します。

〔ちゃーがんじゅう課〕

●軽費老人ホーム補助金 2,105万円

低所得で日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者を、無料または低額な料金で入所させ、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるように目指す施設である軽費老人ホームへ補助を行います。



保健衛生行政に関すること

〔地域保健課〕

●小児慢性特定疾患治療研究事業 1億6,002万円

小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担の一部を補助します。

●未熟児養育医療費事業 3,779万円

身体の発達が未熟なまま出生した乳児の保護者の申請により、その所得に応じて医療費の助成を行います。

●特定不妊治療費助成事業 6,036万円

医療保険の適用外である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)について、治療費の一部を助成します(1回の治療につき当該夫婦が当該年度に指定医療機関に支払った不妊治療費の額と15万円とを比較して少ない方の額(治療内容により7万5千円が上限もある)、初年度は1年度あたり3回、2年度目以降は1年度あたり2回を限度に、通算5年度)。

●精神保健福祉相談事業 265万円

精神障がい者及び家族が適正な医療を受け、治療中断を防ぎ、さらに精神障がいをもちながらも安心して地域で生活できるように支援することを目的に、相談、訪問、通報対応等を行います。

〔環境衛生課〕

●犬猫等抑留・収容等業務委託事業 1,711万円

中核市移行に伴い、狂犬病予防法で抑留施設の設置が義務付けされていますが、同施設の設置まで時間を要するため、その間は犬猫等の抑留・収容業務を沖縄県へ委託します。

〔生活衛生課〕

●食品衛生監視指導事業 1,342万円

食品衛生法に基づき、食品の安全性を確保するため、食品関係営業施設の許認可、食品営業施設の監視指導、食品衛生監視員の資質向上のための研修会等を開催します。

●生活衛生監視指導事業 54万円

生活衛生営業施設(理容所、美容所、クリーニング店、興行所、公衆浴場及び旅館等)の監督指導の他、衛生講習会の開催等により、これら営業施設に起因する事故の未然防止に努めます。

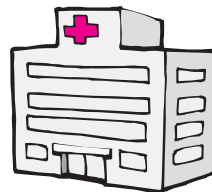
〔健康増進課〕

●結核予防事業 1,732万円

結核患者に対して医療診査の実施や管理検診の徹底を図り、再発防止及び感染防止に努め、適正かつ効果的な結核治療の促進を図ります。また、「結核に関する特定感染症予防指針」に基づき、地域実情にあわせた重点的な結核対策事業を実施し、より効率的・効果的な予防措置により結核対策を推進します。

●感染症予防事業費 1,030万円

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、関係機関と緊密に連携して総合的な対策を行います。また、全国規模で収集された情報により、感染症流行情報を迅速に解析還元し、有効かつ的確な感染症予防対策を図ります。



都市計画等に関すること

〔都市計画課〕

●都市景観審議会(屋外広告物専門部会) 29万円

本市の屋外広告物に関する計画などの策定や屋外広告物の表示のできない禁止地域などの指定を行う際には、都市景観審議会の意見を聴きます。

文教行政に関すること

〔教育委員会 教育研究所〕

●初任者・10年経験者・その他研修事業 474万円

市立小学校、中学校の県費負担教職員の研修を行います。

その他(消費生活に関すること)

〔市民生活安全課〕

●計量関係事業 159万円

計量法に基づき、計量に関する啓発事業、2年に1度のはかりの定期検査、スーパー等にて適切な量目かどうかの立ち入り検査などを実施します。

環境保全行政に関すること

〔環境保全課〕

●大気汚染防止対策事業 2,049万円

市民の健康の保護、生活環境の保全を図るため、大気汚染物質常時測定、大気汚染物質測定器整備、有害大気汚染物質測定、工場・事業場等の監視指導等を実施します。

●水質保全対策事業 630万円

市民の健康の保護、生活環境の保全を図るため、公共用水域の水質及び地下水の水質環境基準の監視業務、工場・事業場等の監視指導、死魚分析、主要水浴場の水質調査等を実施します。

●水質汚濁防止対策事業 247万円

市民の健康の保護、生活環境の保全を図るため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視、ダイオキシン類発生源の監視指導等を実施します。

〔廃棄物対策課〕

●産業廃棄物対策事業 482万円

一般廃棄物と同様に適正処理の指導・助言を行うとともに、資源循環型社会の実現に向けて、ごみ減量・再資源化を推進します。